

來等懇々説諭し、恩河・大灣等亦其間に斡旋して遂に止むを得ず内諭悉く承服するに至つた。

安政五年二月市來は髪を蓄へて琉装を爲し、度佳羅^{ごから}島醫師伊知良親雲上と號し、大灣の紹介を以て數回佛人を訪問し、留學生派遣の件、軍艦購入の件を依頼し佛人之に依つて香港駐劄の佛國領事に照會を發した。

四月十二日大灣親雲上は眞和志間切牧志地頭職に轉補せられ、爾來牧志親雲上と稱した。親日派は斯くの如く歴々と榮進して行つたが反對黨たる三司官座喜味親方盛晋(毛恒達)は薩藩の内命によつて此月十六日遂に退職せしめられた。彼は謹嚴實直にして弘化四年より安政五年迄十二年間三司官の重職に在り自國の現状に鑑みて國費節約の政策を立て消極退嬰に墮せしを以て齊彬の積極政策とは相容れざるものあり遂に其の妨礙者として馘首されたのである。主義の爲めに犠牲となつた點に於て彼は慶長役の鄭廻に比すべく、東恩納文學士が此の人を第二の謝名といつてゐるのも然るべきことである。

偕て三司官補缺選舉の結果、與那原・伊是名・翁長の三名を候補者としたが薩官命じて最少點數の翁長親方朝長(向汝勵)を之に任じ、後今歸仁間切總地頭職を賜はつて譜久山親方と稱した。是れ三司官は總地頭たるの定規によるものにして、譜久山は北山の音をとれりといふ。世人此等稀代の出來事を以て恩河・小祿・大灣等が薩官と結托した結果と見做した。之より座喜味の與黨たる大里・摩文仁・與那原・喜舍場・阿波根・浦添等は危惧の念を抱くと共に他日報復の機會を待ちて隱忍してゐたのである。八月二日市來は恩河・小祿・牧志等と共に佛人と會見して契約文を取交はし安政六年三月迄に一切の註文品を受取る事になつてゐたが青天に霹靂の如く七月十六日齊彬の薨去と共に島津家の形勢一變し十二月市來に對し「至急契約を撤回して歸國すべし」との飛報が到達した。

此に於て在琉薩吏の狼狽は勿論之に干與したりし琉官の心痛一方ならず、再三熟議

するも何等の術策なく、市來遂に切腹して佛人に詫びんとしたが攝政三司官之を制し、佛人を訪ひて伊知良親雲上落馬して絶命したるを以て契約品代金支拂の儀は猶豫を乞ふといつた。佛人大に驚きて肯んせず談判數回の後遂に違約金一萬弗を收めて漸く落着するに至つた。依つて波上齊興寺岡に「伊知良親雲上之墓」を建設し、市來は姿を隠して翌年歸國した。

齊彬の薨するや庶弟久光の長子忠重入りて封を襲ひ、曩に齊彬に斥けられし家臣皆要路に立ち、悉く先代の遺策を改變した。琉球に於ても忽ち其の餘波を受け、二月二十三日物奉行恩河親方突如免職投獄せられ、又九月二十九日、日帳主取牧志親雲上も免職投獄され、仲里按司、宇地原親方ただし糺奉行に任せられ晝夜拷問糾彈、所謂安政の大疑獄が始まつたのである。

恩河親方は宮古八重山へ交附すべき金錢を横領せりとの噂と齊彬密命の件、座喜味三司官彈劾の件等の嫌疑を受け、小祿親方は前年座喜味親方後任選舉の際薩官に請う

て次點者伊是名親方を推薦せりといふ嫌疑に依りしものにて新納氏より摩文仁親方へ語つたといひ、牧志親雲上は薩官異國方へ請托して小祿を罷免せんとしたとの嫌疑によつたのである。之より流言蜚語盛に行はれ揣摩臆測して遂に小祿の一派薩官と結托し玉川王子を擁して廢立の隱謀を企てゝあるといふ風説さへ生ずるに至つた。

恩河は百方苛酷なる糾彈を加ふるも罪に服せざるを以て小祿入獄後更に宜野灣親方(朝保)・摩文仁親方を糺奉行に任じて仲里・宇地原等を輔けしめ、事件益々擴大して玉川王子に及ぼうとしたので牧志入獄後伊江王子を糺奉行に任じた。牧志は拷問の慘虐に堪へず一時の苦痛を脱する方便として、小祿親方が三司官任用に干涉せしことを告白したといふ。

翌萬延元年(皇紀二五二〇)三月恩河は拷糺に堪へずして遂に獄中に死んだが小祿・牧志は猶ほも服せず、伊江王子は更に拷問を苛酷にして白狀せしめんと主張し、仲里按司等は之に反對し、意見區々たるを以て遂に衆官を國學に集めて評議せしが、一方

は證據不確實なる臆説を取上げて高官を罪に陥れ前代未聞の慘虐なる拷問を行ふを不可とし、一方は更に糾問を嚴にすべしと主張し甲論乙駁決する所を知らず遂に君侯の裁斷を以て決することになった。時に尙泰侯年纔に十八歳、天資聰明なりと雖も裁決に苦慮せらるゝこと八九日乃ち守役富里親雲上の意に従ひ、大里・伊江の議に依つて施行すべき命を下さる。朝野之を聞きて愕然たらざるものはなかつた。此の時候の侍講官津波古親雲上(後の親方)即ち國母(尙育王妃にて侯の生母)に謁見を請ひ、無辜の官吏を罪に陥るゝの不當を述べ、譜久山三司官・仲里糾奉行等の議に改め給はんことを懇願し、副守役今歸仁里之子親雲上をして侯に忠諫せしむることにした。之に依り下命三日の後國主即ち攝政三司官を内殿に召して前命を取消し、譜久山・仲里の議に依り施行すべきを命せられた。

此に於て數多の入牢者無罪放免となり、糾問終結を告げ、恩河は久米島へ六年間の流刑を申渡されたが獄中に死したので其事なく、牧志は前例を考察して八重へ十年の流刑、小祿は伊江島照太寺へ五百日の寺預に處すと宣告された。而して牧志は薩州へ逃走の虞あり、且八重山への往途外人の目に觸れんことを恐れ終身入牢と決定した。小祿は憤懣遣る方なきも上訴の術なきを以て怨を呑んで之に服した。

玉川王子尙慎は一代の才人であつたが、大里王子・伊江王子(共に尙灝の子にて尙泰の叔父)の二兄より邪臣小祿に與するものとして叱責され汝速に妻(小祿氏より入る)を去れと嚴責せられたが、玉川曰く、「予何等非事に關することなく、小妻亦何の罪ありてか之を去る。如何に尊兄の命なりとはいへ小弟敢へて之を奉せず」と辯疏した。大里・伊江等即ち之を聞得大君(尙溫の妃)に告げ、大君亦激怒せられ玉川の生母なる仲西阿護母志良禮を召して玉川に嚴命を下した。玉川王子は非凡の才能を抱き清廉の心志を有しながら世難を蒙り怏々として樂まず即ち其の領邑なる糸滿に隱退し、悲憤慨歎遂に厭世の念を起し、火酒を飲み胃腸を害して重態に陥つた。國主尙泰之を聞きて大に憂ひ數回侍臣を遣はして慰問せしめられたが藥石效なくして卒した。

牧志は外船渡來以來通譯の任に當り國事に奔走して功勞あり、薩摩の眷遇に依つて破格の榮達を爲し權勢甚だ盛なりしたため衆官の嫉視を受け、遂に今回の獄事に遭遇するに至つたが、文久二年六月薩藩牧志の上臈を命じた。蓋し薩摩は西洋諸國と交通を開き牧志を通譯に採用せんとするのである。此時牧志獄に幽閉せらるゝこと四年、在番奉行市來其の屬吏を平等所に遣はし、牧志に面會を求め之を輿に載せて那覇客館に拉し去つた。攝政三司官大に驚き乃ち王命を請ひて宜野灣三司官を上臈せしめ、牧志事件が外人の耳に入らば重大問題を惹起する虞ありとなし、異國通事長堂親雲上朝清を以て牧志に代へんことを上訴せしめんとしたが、七月十九日牧志は市來に伴はれて那覇を開洋し、伊平屋灘に於て入水自殺を遂げたので、宜野灣訴願のことなくして歸國した。時に牧志親雲上朝忠歳四十五。

嗚呼恩河・小祿・牧志は如何なる前世の宿業ありてか無實の罪を得て殘酷なる拷問を受け、苦楚の限りを嘗め盡すに至つた。斯かる黨同異伐の世を思へば、今日聖代の

恩澤を蒙るは洵に感激に堪へぬのである。

此の獄事の起つた安政六年は天災地變頻發し或は地震荐りに起つて石垣を破壊し、成は園比屋武嶽の榕樹赤液を流出すること血の如く、又首里城内外の赤木に蟲が生じ、樹枝に懸け垂れ、地に匍匐し遂に蝶となつて飛翔し其形異狀にして趨黒く腹赤く紛々擾々亂舞して行路を妨ぐる程であつた。當時流行の俗歌に曰く、

赤木赤蟲が あかむしや はべるなて飛ばば

牧志恩河の遺念いねんともれ

連年國事多端加ふるに此の政争疑獄等ありてより國主尙泰甚だ心意を勞せられ、人心亦靜謐ならざるを以て、攝政大里王子朝教を召して綱紀肅正の諭告を授けられ、普く士民に令達せしむる所があつた。同年十二月又儉約令を布き、特に伊江王子朝忠を總横目奉行に任じた。攝政大里王子は疑獄決定後、主張の破綻を快しとせず病と稱して蟄居してゐたが、文久元年一月骸骨を乞ひ、後任には獄事の總裁たりし尙宏勳仲里

按司が之に任せられ王子の位に進み與那城間切總地頭職に補せられ、與那城王子と改稱した。三司官池城親方も亦此の事件で悒惱の結果翌年遂に辭職し、宜野灣親方朝保後任となつた。

元治元年(皇紀二五二四)の秋尙泰、耳目官東國興(津波古親方)正議太夫毛發榮等を清國に遣はして冊封を請はしめ、翌年秋亦使臣を遣はして冊使を迎へしめた。

慶應二年(皇紀二五二六)六月清主穆宗冊封正使翰林院檢討趙新・副使同編修于光甲を遣はし七月先考尙育を諭祭し、八月冊封の儀禮を行つた。

慶應三年正月 明治天皇踐祚、十月將軍徳川慶喜大政を奉還して皇政古へに復し、新政府の組織成りて即ち明治維新となつた。

明治四年列藩諸侯版籍を奉還せしに依り七月十四日廢藩置縣の大詔煥發せられ、此に於て琉球初めて島津氏の羈絆を脱し鹿兒島縣に屬した。當時琉球に於ても支那との關係があり、政府直屬の状態に置かるゝよりも之を希望してゐたのである。

五年一月鹿兒島縣は傳事奈良原幸五郎(後の男爵、繁)伊地知壯之丞等を琉球に遣はし、時勢に適應するやう弊政を改革し、繁文褥禮を避け、風俗を矯正し、學問を獎勵すべき旨を傳へしめた。琉球政廳即ち其の命を奉じて改革する所あり、之と同時に、從來島津氏より借りた負債五萬圓は特に此際棄捐して士民救恤の資に充てしめた。此の懷柔策は實に廢藩置縣琉球處分の伏線であつた。

之より奈良原・伊地知等は攝政三司官等を訪問會見すること屢々にて漸次宇内の形勢を説きて覺醒を促す所あり、鹿兒島縣參事大山綱良亦書を尙泰に贈り使を遣はして明治新政府に恭順すべきを諭し、慶賀使差遣のことを慫慂した。

明治維新慶賀使の上京

明治五年七月國主尙泰は皇政復古明治維新の慶賀使として王叔伊江王子(尙健)を正使、宜灣親方朝保(尙有恒)を副使、日帳主取喜屋武親雲上(尙維新)を贊議官として東京へ遣はした。一行凡そ三十名汽船豐瑞丸に乘じ那覇を發して薩摩に赴き、八月汽船

三邦丸で鹿兒島を出立し九月東京へ着いた。朝廷之を寵遇し、華族毛利氏の邸宅をあけて宿泊せしめ、毎日官費を以て盛膳を賜ひ、屢々勝景の地へ招宴款待せられ、一同天恩の優渥なるに感泣せざるはなかつた。

九月十四日、使臣等表及方物を奉じて入覲した。其の表文に曰く、

恭シク惟ミルニ皇上登極以來乾綱始メテ張り庶政一新黎庶皇恩ニ浴シ、歡欣鼓舞セサルナシ、尙泰盛事ヲ聞キ懼拊ノ至リニ勝ヘス今正使尙健副使尙有恒贊議官尙維新ヲ遣シ謹ンテ朝賀ノ禮ヲ修メ且方物ヲ貢ス 伏シテ奏聞ヲ請フ

明治五 壬申年七月十九日

琉球 尙泰謹奏

上る所の方物左の如し。

- 一、唐筆參匣 一、唐墨壹匣 一、唐硯貳方 一、唐畫貳軸 一、細嫩白紋蘇布拾端 一、白大綸五匹 一、縮緬紅白拾卷 一、金入龍紋緞子壹匹 一、金入龍紋紗壹匹 一、青貝料紙硯匣壹通 一、燒酒拾壘

又皇后陛下へ上る所の表文に曰く、

恭シク惟ミルニ皇后位ヲ中宮ニ正シ德至尊ニ配シ天下ノ母儀トナリ四海日ニ文明ノ域ニ進ミ黎庶生ヲ樂ミ業ニ安ス尙泰海陬ニ在テ伏シテ盛事ヲ聞キ懼拊ノ至リニ勝ヘス今正使尙健副使尙有恒贊議官尙維新ヲ遣シ謹ンテ慶賀ノ禮ヲ修メ且方物ヲ貢ス伏シテ奏聞ヲ請フ

明治五 壬申年七月十九日

琉球 尙泰謹奏

上る所の方物左の如し。

- 一、細嫩烏紋蘇布五端 一、細嫩白紋蘇布五端 一、白大綸五匹 一、紗綾紅白拾卷 一、縮緬紅白拾卷 一、金入龍紋緞子壹匹 一、金入龍紋紗壹匹 一、燒酒五壘

正副使贊議官等各方物を 聖上 皇后兩陛下及 皇太后陛下に献上し以て朝覲拜賀の禮を修めた。

此日尙泰を封じて琉球藩王と爲し、華族に列せしめられた。其の詔文に曰く、

朕上天ノ景命ニ膺リ萬世一系ノ帝祚ヲ紹キ奄ニ四海ヲ有チ八荒ニ君臨ス今琉球近ク南服ニ在リ氣類相同ク言文殊ナル無ク世々薩摩ノ附庸タリ、而シテ爾尙泰能ク勤誠ヲ致ス宜ク顯爵ヲ予フヘシ陞シテ琉球藩王トナシ叙シテ華族ニ列ス咨爾尙泰其レ藩屏ノ任ヲ重シ衆庶ノ上ニ立チ切ニ朕カ意ヲ體シテ永ク皇室ニ輔タレ 欽ヨ哉

明治五年 壬申 九月十四日

又藩王及夫人に物を賜うた。

聖上より 尙泰へ

- 一、大和錦五卷
- 一、遊獵銃參挺
- 一、鞍燈壹具

聖上より 尙泰夫人へ

- 一、大和錦五卷
- 一、七寶燒大花瓶壹双
- 一、新製紙敷物參枚

中宮より 尙泰へ

- 一、金地織天鷲絨貳卷
- 一、博多織參卷
- 一、西洋敷物參卷

中宮より 尙泰夫人へ

- 一、天鷲絨五卷
- 一、西洋敷物參卷

猶ほ正副使へは紺地縞細上布以下五品宛、喜屋武へは四品を御下賜せられ、使臣等亦表を上りて勅命に對へ奉つた。

臣健等謹テ白ス臣等寡君ノ命ヲ奉シ天朝ニ入貢ス今寡君ヲ封シテ藩王トシ且華族ニ班セシム、聖恩重渥恐感ノ至ニ堪ヘス健等代テ詔命ノ辱ヲ拜ス

明治五年 壬申 九月十四日

正使	尙	健
副使	向	有恒
贊議官	向	維新

此月十八日聖上御歌會を吹上御苑内瀧見の茶亭に於て催させ給ひ、陪席するもの有栖川宮を始め奉り、華胄卿相凡二十餘人、薩摩の歌人八田知紀點者の役を拜した。宜灣は、

「紅葉如醉」の即題で

汲みかはすまとゐの外の紅葉まで

酔ひの盛りと見ゆるけふかな

と詠じ、更に「水石契久」の宿題に對し、

動きなき御代をこころの岩が根に

かけて絶えせぬ 瀧つ白糸

と詠進して叡感を蒙り、御製の宸筆を始め奉り、當日詠進の歌草悉く朝保に賜つたといふ。九月二十日琉球藩内融通のため通用金銀各種貨幣紙幣取交せ參萬圓を下賜せられた。又二十二日使臣三名へ烏帽子並素襖直垂等を賜はり、偶々天長の佳辰に當れる

を以て參朝を許され、二十四日使臣參内御暇乞をなした。其の時亦物を賜うて其の勞を犒ひ給ひ、藩王尙泰へは冠服一具恩賜があつた。

同二十八日外務省出仕伊地知貞馨及屬官二名琉球在勤を命せられ、外に戸籍寮七等出仕根本茂樹・小林愛好等も同行出張を命せられた。同日又從來琉球が米、佛、蘭の諸國と結びたる條約並外交事務一切を外務省に於て管轄する旨太政官より令達あり、翌日琉球在番奉行福崎季連を外務省七等出仕に任じ同時に琉球在勤を命じた。

此日尙泰に一等官待遇を賜ひ、又飯田町檜木阪に邸宅を下賜せられた。之は從七位島義勇の邸宅なりしを官帑を以て買收せられたものである。

明治五年十一月九日太陰曆を廢して太陽曆を用ゐ、十二月三日を以て明治六年一月一日とした。

此月伊地知・根本等東京を出發して鹿兒島に至り、先づ同地在勤の琉球官吏に對し、自今鹿兒島在勤を引拂ふこと、從來鹿兒島へ納め來つた年貢米及砂糖は今後すべて大

藏省租稅寮へ納むべきを命じ寧靜丸に乗じて鹿兒島を出發した。慶賀使伊江・宜灣・喜屋武等は先に歸航したが風波に妨げられ喜界島に假泊中寧靜丸に移乗して三月三日着琉し、三司官等之を埠頭に迎へた。

四月、大小の國旗七流を藩に下附して久米・宮古・石垣・西表・與那國等の在番廳に掲揚せしめ、又法令二部を交附して施行せしめ、特に死刑以上は司法省の稟請を待ちて執行すべき旨を令達した。

此年四月二十一日與那原親方良傑(馬兼才)を東京に遣はして年始を賀せしむ。是れ即ち東京詰年頭使の濫觴にして從來薩摩に交替在勤せしを之に改めたのである。

臺灣征伐の顛末

明治四年十月十八日宮古島貢納船三隻那覇を出發して歸島せんとし途次慶良間に假泊し、二十九日同地を發せしに、翌十一月一日俄に颶風に遭ひて漂流すること數日、内一隻は六日臺灣の東岸八瑤灣に漂着した。乗員等大に喜び上陸せんとせしも波高く

して溺死するもの三人、残りの一行六十六名は道を迷つて蕃地高士佛社及牡丹社に入り、漸く逃れて蕃產物交換者陵老生方に到着したが追跡し來つた蕃人等は、二樽の酒と交換を要求し、酒がないので激昂した。老生曰く、高士佛社は漂民に食を給したから代償を與へるが、牡丹社へは與へる譯に行かぬと。牡丹社蕃大に怒りそれなら首をとると即ち双溪口へ下る二十町位の間に於て五十四名を虐殺した。

他は山林に隠れた者もあり、三名は双溪口附近の蕃產物交換者とう天保の家に逃げ込んだ。天保は之を寢臺の下に隠し、更に山林中を搜索して六名を見出し、九名を連れて統甫に赴き通事林阿九に慘事を語つた。天保は更に保力庄に赴いて庄長楊友旺に話した。友旺は九名を預り、次男及天保を連れて現場に赴き、途中幾多の死骸を見た。又山林中より二名出て來たから蕃人に牛・豚・布を與へる約束で之を救ひ、猶ほ一名は竹社にゐることがわかつたので之も品物と交換の約束で救出した。此等十二名は四十餘日楊友旺の特色に依つて其家に養はれ、遂に伴はれて車城に出で楓港・鳳山を経て

十二月二十九日臺南の臺灣府に至り、先に遭難護送せられてゐた八重山漂民と共に福州琉球館に送られ、翌明治五年六月二日歸唐船に乗り、同七日那覇に安着した。(幣原坦博士説参照)

此の事朝廷に達し、廟議臺灣處分に決した。同年外務卿副島種臣は條約締結の爲め清國へ差遣せらるゝことになつたので併せて琉球藩民殺害の罪を責めさせた。六年副島外務卿は清國總理衙門・各國事務衙門に於て毛・董二大臣と會見折衝したが、二大臣は答ふるに、生蕃は化外の民、政教の及ばざる所なるを以てした。

此に於て我國は明治七年四月四日臺灣蕃地事務局を太政官に置き陸軍中將西郷従道を臺灣事務都督に、次いで陸軍少將谷干城・海軍少將赤松則良を參軍に任じ、兵三千六百餘に將とし問罪の師を起すことになつた。五日參議大隈重信事務局長官に任せられ、兵船五隻品川及横濱を解纜して長崎に會する事となり又事務局を長崎に移し長官以下赴任して執務することになつた。薩摩・熊本・佐賀等の精兵長崎に集合、士氣甚だ

旺盛にして廟議を待たず五月初旬谷・赤松相前後して長崎を出航した。英・伊・露・西各國公使我が政府に質問する所があつたが政府は内外の疑惑を解く必要ありとし太政官布告を以て出師の理由を闡明した。西郷都督は右布達の日、高砂丸に駕して長崎を發し、二十二日臺灣に着いた。皇軍大に振ひ生蕃歸順するもの尠からず、六月一日皇軍三千、風港口・石門口・竹社口の三道より進み、生蕃十八社を降服せしめた。

臺灣總督屬官を遣はし圖籍を示し生蕃も亦我が所轄なりと主張したので西郷都督軍を駐めて之を朝廷に急報した。七月内務卿大久保利通全權辦理大臣と成りて北京に赴き軍機大臣和碩・恭親王等と總理衙門に會見し辨論七回月餘に及ぶも決する所なく利通遂に國旗を卷きて去らんとせしが駐清英國公使の調停に依り十月三十一日和議成り、辨法三條を約し、清國政府は我が征臺の舉を正義と認め、軍費四拾萬兩の外に撫恤銀拾萬兩を辨償することゝして調印し、十二月従道等軍を撤した。

翌年四月朝廷官吏を沖繩に遣はして遭難者遺族へ救恤米千七百四十石を下賜せら

れ、明治八年九月に至り藩より夫々賑恤が行はれた。

義人天保は漂民の惨死を氣の毒に思ひ、遺骸を收めて双溪口に葬つたが、後楊友旺、林阿九其他の人々が統甫に引取つて改葬し、更に西郷都督が之を重修して碑石を建てた。今臺灣の南端恒春の車城溪畔にあり、大正十五年八月廿八日臺北沖繩縣人會の發起に依り墓碑を改修して展墓祭を執行し、且前記救助者遺族及墓地管理人たる林乾生（阿九の子孫）へ金一封宛を贈つて謝意を表したといふ。而して其の首級は牡丹社歸順の時佐久間參謀（後の總督）が其の頭目に差出すべきを命じ故山に歸葬せしめた。

波上、護國寺には遭難記念碑を建て又其の氏名記録を保存してゐる。之に據れば首里五・那覇三・豊見城一・今歸仁一・喜屋武一・西原一、其他は宮古島頭かしら以下役人及人民である。

此の事件に就きて、日本政府は表面討蕃のことに關して交渉を開始し、暗に着々琉球處分の解決に邁進してゐるのであるが清國政府之を悟らず、最初は臺灣蕃地さへ化

外の民として回避した位で五百年間冊封を行ひ來つた琉球の所管に關しては一言も言及することがなかつた。是れ即ち暗々裡に琉球を日本の屬領と肯定した結果に陥つたのである。若し此の時清國が最初から今回の遭難は自國版圖内の事件にして敢へて容喙を要せずと高飛車に出たとしたら琉球處分問題も同時に勃發して事態頗る複雑を極め、易々として解決することが出来なかつたであらう。

廢藩置縣の顛末

臺灣征伐後政府は急轉直下琉球處分の速進主義を執り、明治八年一月三司官一名及び與那親方を召すの命令を發した。依つて三司官池城親方・與那原親方・鎖之側幸地親雲上、隨員八名、二月五日汽船に駕して上京の途に就いた。政府官吏之を迎へて款待至らざるなく、三月廿八日池城等赤阪離宮に於て拜謁を賜つた。（宮城炎上の後離宮に移御せらる）

内務大丞松田道之は數回會見の間に左の通り太政大臣の内命を傳達した。曰く

- 一、臺灣征伐につき藩王自ら上京して朝恩を闕下に拜謝すること。
 - 二、藩民保護の爲め那覇に鎮臺分遣隊を設置すること。
 - 三、前年の遭難に鑑み汽船一隻を下賜して海運に供ふること。
 - 四、難民遺族に金穀を救恤すること。(前記)
 - 五、職制を府縣同様の制に改むること。
 - 六、明治年號を奉すること。
 - 七、刑律取調員及學業見習生を上京せしむること。
- 等である。使臣等恐懼一方ならず、幾度か宥恕を乞ふも許さず、遂に歸國の後藩王に復命し以て答へんと、五月二十二日池城親方等御用濟の命あり、同廿九日突如又太政官より清國進貢及冊封差止の嚴命が下つた。松田大亟即ち之を奉じて琉球へ出發せんとす。池城等愕然急使を歸藩せしめて之を内報した。
- 藩王驚駭措く能はず粒食せざること百餘日、上下舉措を失ふに至つた。之より先、

五月七日太政大臣三條實美の名を以て琉球藩に對し汽船下賜の件並第六軍管熊本鎮台分遣隊派遣の件布達せられ、五月十七日已に内務大亟松田道之・内務省六等出仕伊地知貞馨等を琉球に出張せしむることに決定せられて、六月十二日一行の乗船大有丸品川を發し、池城等亦同乗して總員七十餘名に達した。

七月十日那覇に着し、同十四日松田大亟首里に登城し、藩王病氣の故を以て代理今歸仁王子並攝政三司官に會見し、太政大臣三條實美の命令書二通を正座より朗讀して今歸仁王子に交付した。一通には、

其藩從來隔年朝貢と唱へ清國へ使節を派遣し或は清帝即位の節慶賀使を差遣せるも自今差止の事と、藩王代替の節清國より冊封を受け來れるも自今差止の事。とあり又他の一通は左の通りであつた。

藩内一般明治年號を奉じ、年中の儀禮總べて布告の通り遵行すべき事。刑法は定律の通り施行可致右取調のため擔當者兩三名上京せしむる事。藩制改革別紙の通

り施行可致事。學事修業時情通知のため少壯の者十名人選上京せしむる事。

惟ふに前年臺灣征伐の事件に依り琉球の國際的關係は、清國の領土にあらずして日本帝國の版圖たることが暗黙の間に認證されたので政府が此の機會に斷乎たる處置を執るべきは理の當然なるに拘らず、時勢に暗く且長き因襲に支配せられてゐる藩吏は遲疑逡巡して容易に政府の命令を遵奉せず、漸く八月五日に至り第二回の公見を開き、攝政三司官出頭して分遣隊設置・刑律取調員上京・學事修業員上京の三件に對する請書を提出し、清國關係の改變に就きては事情藩國の興亡に關する重大問題なりとし、當藩往昔より皇國と支那とに屬し兩國の指揮を蒙つて政體宜しく相成り藩用の物件も辨じ居り御恩惠申し盡し難く、御兩國を父母の國と仰ぎて忠義を勵み度隨つて進貢冊等差止むれば親子の道も相絶え累世の厚恩忘却し信義に背く事故従前通り御許可せられ度、年號並職制變革の儀も從來通り仰付けらるゝ様致度と藩王の名を以て松田大亟に懇願する所あり哀請を重ねること數回に及ぶも許さず、

然らば藩吏の内藩王の委任を與へて上京せしめ今一應政府へ歎願せしめ若し御採用なくば東京に於て直に御請け申すべしと願出た。

松田處分官は全權を行使すべきにつき勿論是れ無用のことに過ぎざるも假に之を許容して一應歸京することに決し、三司官池城親方・隨員與那原親方以下も同船して上京の途に就いた。

使臣等出發後藩廳諸社寺に奉幣祈願せしめた。松田處分官は曩に藩内に命令して船舶の支那渡航を停止せしめたが、明治七年清帝崩じ同八年光緒皇帝登極せしにつき慶賀使として東風平親方を王舅に任じ其の他の使者皆任命せられ準備を整へて順風を待ちつゝありしも出張官吏より制止せられて遂に旅装を解いた。之が爲めに前年進貢に赴き福州に滞在して接貢船の渡來を待ちつゝあつた國頭親雲上・伊計親雲上等は歸國することが出来なかつた。池城等上京の後政府に歎願すること再三再四に及ぶも聽されず、松田大丞直に遵奉を迫りしも躊躇して決する能はず、琉使は淺草觀音其他の社

寺に國難排除の祈禱を行つてゐた。十一月四日今歸仁王子上京、十七日參内して征臺事件につき天恩の優渥を拜謝し、十二月十五日吹上離宮に於て酒饌を賜はり、池城・與那原・幸地等も亦陪食を仰付けられた。

翻つて藩内に於ては支那崇拜の頭目龜川親方の黨(黒頑派)深く時勢の非なるを慨歎し、藩王をして前意を改めしめんと同志に檄して諫書を上らんとせしが果さず、其餘波は遂に之を明治五年維新慶賀使として上京した伊江王子・宜灣親方が藩王の封を受けた罪に歸し、彈劾文を作つて上つた。五月攝政伊江王子は病の故を以て辭職し、宜灣も亦病と稱して隱退した。

宜灣親方朝保は文政六年三月を以て首里に生れ、天稟聰明識見高邁で文學には絶倫の才能を有し和歌を薩摩の八田知紀に學び門下中鏘々の名があつたといふ。彼は向象賢の日琉同祖論に賛し多くの例を古語中より蒐集してゐる。文久二年三司官に擧げられてより十四年間内外多事の難局に處して國主尙泰を輔佐し、信任甚

だ厚く、本土に使用すること六回支那に遣すること二回、宇内の形勢を達觀して善處せんとせしが、政敵黒頑派の惡む所となりて辭職し、明治九年八月五十四歳を一期として憂悶の中に卒した。左の詠歌を以て其の心中を忖度すべきである。

野にすだく蟲の聲々かまびすし

誰が聞きわけて品定めせむ

明治九年五月十日、前年上京の藩吏等は退京を命せられた。是れ出發前の誓約に基き當然命令を受諾したものと見做されたからである。五月十七日太政官布告を以て裁判事務を内務省出張所に移管し次いで省令を以て警察事務も右裁判官吏に兼攝せしむることを分布した。七月四日内務省令を以て藩内の人民商用其他事故にて清國へ渡航せんとする時は一々内務省出張所の許可を受くる様布達あり、曩に琉球在勤を命せられたる内務少丞木梨精一郎七月着覇、二十一日登城し南殿に於て藩王代理今歸仁王子と會見し、六月一日附太政大臣三條實美の清國關係斷絶の命令書を交附した。

之より藩内恰も鼎の湧くが如く動搖し、藩王は歎願使者富川親方・與那原親方等を上京せしめ滯京中の池城親方等と共に協力して陳情する所があつたが政府は斷々乎として琉球處分を急進するのみであつた。

明治十年池城親方・富川親方等内務省より譴責せられた。それは前年幸地親方命を含みて江戸より歸藩し、十二月伊計親雲上・名城里之子親雲上(林成功)等と共に伊江島へ渡ると稱し本部間切を開洋し密書を齎らして清國へ走つたことが政府に漏れたためであつた。

志士林成功は久米村の人、嘗て官生として北京に留學し後果進して明治八年國學大師匠より世子講師に拔擢せられ、幸地親方に隨つて福州に渡り陳情書を總理衙門に遞送し、命を待つこと三年、廢藩置縣、藩主東上の變報を聞きて日夜焦慮し、後天津より北京に入り、食を斷ち死を決して書を總理衙門に上り明治十三年十一月遂に自刃して死んだ。享年四十。清朝其の志を憐み白銀二百兩を贈つて葬費を補はしめたといふ。其の辭世の詩に曰く、

古來忠孝幾人全 憂國思家已五年
一死猶期存社稷 高堂專賴弟兄賢

明治十年は西南の役で國中騷擾し、十一年も引續き請願に努め、富川・與那原等は

東京に於て竊に英米蘭の各國公使に現状を訴へて仲裁を頼んだが英蘭公使は之を拒絶し、米國公使は本國政府の指揮を仰いで設置せんと答へたが其後何等の動靜を見なかつた。

此等の事政府當局の知る所となり、徒に遷延して機宜を失せば、或は外交上大事に至らんことを虞れ、斷然琉球處分を執行するの必要を認め、再び松田大丞を處分官に任命し、亦琉藩吏の東京に駐劄するを禁じて其の退京を嚴命した。

明治十二年一月六日松田處分官は太政官へ出頭して琉球藩王への命令書を領し、且傳達後一週間以内に遵奉書を差出さしむること、絶対に歎願を許さざること等の内命を受けた。同月二十六日松田處分官は木梨以下の出張官吏を隨へて登城し、藩王代理今歸仁王子以下浦添・與那原・富川等に會見し督責書を朗讀して渡し、曩に八年五月の令達に對し清國關係斷絶の遵奉誓約書を提出せず、且未だ裁判事務の引渡をなさずして藩民を死刑に處したるが如き行爲を責め此の上遵奉せずば相當の處分すべき旨を説

諭し決答期を誤ることなきことを嚴達した。

藩吏は清國及英米蘭の公使に交渉の關係もあり其の干涉を期せるもの、如く、松田處分官と會見を重ねて頻りに遵奉の延期を歎願したが、處分官は斷然之を斥け、二月倉皇として歸京し政府に出頭して之を復命した。

此に於て廟議廢藩置縣藩王東京住居に一決し、内務卿伊藤博文文案を草して勅許を受け三月松田大書記官を處分官として第三回の琉球出張を命じ、若し命令遵奉せざる時は警察力を用ひ時宜に依りては兵力を動かすも可なるべき旨を含めた。

此に於て松田處分官は隨員三十二名警視警部巡查百六十名を率ゐ、熊本鎮臺よりは波多野少佐以下分遣隊半大隊、參謀本部より參謀、軍醫數名鹿兒島より同船して三月二十五日那覇に着し、同二十七日登城藩王代理今歸仁王子等に左の達書を交附した。

琉球藩王 尙 泰

去ル明治八年五月二十九日並ニ同九年五月十七日ヲ以テ御達ノ條件有之處使命ヲ

不恭實ニ難差置次第ニ立至リ依テ廢藩置縣被仰出候條此旨相達候事

明治十二年三月十一日 太政大臣 三條實美

琉球藩

其藩ヲ廢シ更ニ沖繩縣ヲ被置候條此旨相達候事

但シ縣廳ハ首里ニ被置候事

明治十二年三月十一日 太政大臣 三條實美

琉球藩

今般其藩被廢候ニ付テハ右爲處分内務大書記官松田道之出張被仰付候ニ付諸事同人ノ指揮ニ依テ可取計此旨相達候事

明治十二年三月十一日 太政大臣 三條實美

尙 泰

御用有之至急出京可致候事

明治十二年三月十一日

太政大臣 三條實美

尙 弼(今歸仁王子)

尙 健(伊江王子)

特旨ヲ以テ華族ニ被列候事(各通)

明治十二年三月十一日

太政大臣 三條實美

即日内務少書記官木梨精一郎縣令心得に任せられた。

此日松田處分官は舊藩王尙泰に對し舊藩簿書類所藏の場所は封緘せるにつき同所の物件を調査又は携出の際は城中出張の内務官吏に照會彼我立會をなすべく、城門は巡查をして警衛せしむべく、城内より持出す物件は大小を問はず内務官吏の検査を受け且其の印鑑を得て通行すべき旨通牒を發し、更に左の箇條に従ひ取計ふ様達した。

一、來ル三十一日正午十二時限り居城退去、東京へ出發迄ハ嫡子尙典ノ邸第へ居住スベシ 但居城ハ當地營所長へ引渡スベキ事

一、縣令ニ對シ土地人民其他舊藩ノ管轄ニ屬シタル諸般引渡ノ手續ヲナスベキ事

一、土地家屋倉庫金穀船舶其他諸物件ノ官ニ屬スベキモノト其私有ニ屬スベキモノ

トヲ明細ニ引分ケ具申スベキ事

一、東京へ來ル四月中旬ノ郵便船ヲ以テ出發ト定メ諸事差支ナキ様用意シ期限ヲ違へ間敷事

一、此度ノ上京ハ格別ナル御用ニ付如何ナル事故有之候共名代ノ儀ハ不相成既ニ先年御用召ノ節モ名代ヲ相立爾後兩度使命拜受ノ節モ是亦名代相立テタル等ニ倣フ間敷事

一、東京ニ出發ニ付テハ引渡シ及ビ取調事務ノ儀ハ舊藩吏ニ命ジ代理セシムル事
斯くて首里城の三門を鎖し歡會門を開きて巡查に監守せしめ屬官をして城門より出入の物件を檢閲せしめた。

突如疾風迅雷の如き此の處置に、藩吏啞然として爲す所を知らず南殿に蝟集して去

就に迷つてゐた。此日首里・那覇・久米・泊の士族總代各五十名宛を天界寺、泊村學校及び内務省出張所に召集して告諭をなす所があつた。

三月二十七日縣廳は假りに那覇西村内務省出張所を充當すべく布達せられた。翌二十八日舊藩吏連署を以て最後の歎願書を松田大書記官に提出したが松田之を披見することなくして却下した。此に於て愈々首里城開け渡しをなすべく首里各町士族平民城府に參集して數百年來集藏せられたる百般の器具物件を中城御殿及び按司家等に運搬し、滿城喧囂を極め、夕刻舊藩王・夫人・子女・眷族・女官等各輿に乗り官民數百に警衛せられて久慶門より中城御殿へ移られた。尙泰王在位三十二年。(時に年三十七歳) 文明二年始祖尙圓王統を承けしより此に至る四百十年である。

城明渡しの日、木梨縣令心得より、首里・那覇・久米・泊及び諸間切役人へ従前通り勤務するやう諭告を發したが一人も應ずるものなく諸役場悉く閉鎖した。

三月三十一日處分官隨員を率ゐて入城し藩吏の案内にて城内全部を點檢したる後引渡しを終へ即日分遣隊屯營した。四月七日松田處分官書を舊藩王に贈り、出京の期日切迫せるにつき準備遺漏なき様注意を發したが、候病褥に在りて猶ほ起たず、此の事天聽に達し、侍從富小路敬直を内勅使として差遣慰問せしめ、且明治丸を廻航して之を迎へしめた。

四月十二日官船明治丸入港、十三日勅使・處分官と共に中城殿なる舊藩王を病床に訪ひ、優詔を下賜、慰問の爲め侍從差遣のこと、航海安全の爲め官船差遣のこと及び上京して天機を奉伺せらるべき旨の御沙汰書を渡された。候左右に扶けられて内院に跪坐し、恭しく拜戴した。

松田處分官書を遣りて來る十八日明治丸にて富小路侍從同船、醫員婦人等同伴差支なきにつき出發の件を傳達せしも、候病猶ほ自ら起つに至らず舊三司官事情を具して四五ヶ月猶豫を乞ふも聽さず、更に期日を縮めて百二十日とし、百日とし九十日として數回に涉り有ゆる手段を以て請うも許さず、形勢不穩なりしを以て八十日間の猶豫

を懇請した。遂に嫡子尙典を上京請願せしむべしとて漸く之を認した。

四月二十七日明治丸出帆、富小路侍從中城王子尙典を伴ひて歸京、王子側近の按司・親方・家醫・從僕凡そ七十餘人隨行し、舊藩官民群集して之を見送つた。五月一日横濱安着、同二月上京舊藩邸に入る。宮内權大書記官を以て酒肴を下賜し、其の遠來の勞を犒ひ給ひ、翌三日赤阪離宮に於て 明治天皇に拜謁仰付けられた。

尙典、尙泰の上京を八十日間延期の件を其筋に請願せしも即日却下せられ、且尙典御用有之當分滯京を仰付けられた。尙典憂苦に堪へずと雖も餘りに逡巡せば違勅の罪に問はるゝ虞あるを以て遂に急使を派して此の事を病褥中の父侯に申傳へた。

五月十八日侍醫高階經徳・宮内省御用係陸軍少佐相良長發等舊藩王病氣御慰問使の一行を載せたる郵船東海丸着琉、四月四日初めて縣令に任せられたる從五位鍋島直彬亦同船して赴任す。侍醫等中城殿を訪ひて侯の病狀を診察し、舟車に堪へられざるにはあらずと診斷した。交渉を重ねること數回、尙泰侯遂に決する所あり。次子宜野灣

王子を携へ、小祿・護得久・具志頭の諸按司、舊三司官與那原・富川親方以下隨員凡そ百名を伴ひ五月二十七日東海丸に乗じて出發せられた。士民數千人別離を惜みて那覇埠頭に送り父母を失ひたるが如く號泣し恰も喪中の感があつたといふ。

六月九日着京、同十七日尙泰父子赤阪離宮に召されて拜謁を賜はり、且青山離宮に於て 皇太后陛下(英照)に拜謁を賜うた。即ち侯を從三位に叙し麝香間候仰付けられ、麴町區富士見町に二千坪の邸宅を下賜、東京在住仰出され馬車馬匹の下賜あり、嫡子尙典も亦從五位に叙し東京居住仰付けられた。

十月七日尙泰へ金祿公債貳拾萬圓を下賜せられた。

此に於て久しく南陔に孤立してゐた沖繩も桃源の迷夢より覺醒して一視同仁皇恩に均霑するに至つた。左の宜灣朝保の一詠は能く縣民の心情を吐露せるものといふべきである。

古への人にまさりて嬉しきは

此の大御代にあへるなりけり

(尙泰王の條東恩納文學士著尙泰侯實錄及喜舍場朝賢著琉球見聞錄參照)

以上は内面的に見た琉球處分の經過であるが更に之を外面的に見たら實に幾多の複雑した事件があつた。

日本にとつては勿論古來琉球を我が版圖としてゐるが、琉球自體としては貿易上の經濟的關係より日支兩屬を欲し、且支那は五百年來冊封を行つてゐたので之を失ふことは自國の體面に係ることを爲し、琉球を使喉して諸外國公使に陳情せしめたが別に國際問題とはならなかつた。(以下京大教授三浦周行博士が將軍論に據る)

宮古・八重山割讓問題

明治十一年十月七日清國欽差大臣何如璋は我が外務卿寺島宗則に書を寄せ、琉球問題に關して抗議する所あり、舊來の通り進貢せしむる様要求した。其の書中には非禮の言辭が多かつたので外務卿は其の不禮を取消さざる限り談判に應せずと強硬に出

た。十二月清國公使再び書を外務卿に送り辯疏する所があつた。外務卿は答辯の必要なしとして此の旨回答し、清國公使は之を北京政府に報じて總理衙門の指揮を仰いだ。處が清國では臺灣事件に懲りてゐたし、恭親王及び李鴻章は偶々來清中の米國前大統領グラント將軍に調停方を懇請した。將軍は日清兩國の平和のために斡旋を約し、日本來遊の際伊藤内務卿・西郷參議等に就き日本の主張を聽取して歸つた。

明治十三年將軍は吉田駐米公使に書を寄せ、清國は日本と和を失するの意はないから改めて會商したいと言つてゐる旨を傳へて來た。四月二十九日井上外務卿は吉田公使に訓令を發し、グ將軍に面會して同氏の日本滯在中發議した通り「宮古・八重山を清國に割讓する」の意あることを告げしめた。グ將軍は二島を割かば清國も亦勿論同意せぬ道理はあるまいと語つたから、公使は之を本國に報告し、井上卿は之に依つて愈々最後の腹をきめて談判開始に着手した。然るに其の後グ將軍は吉田公使に向ひ「清國は日本からしかけられるでなければ琉球問題は寧ろ不問に附するであらう」といつ

た。

我國は宍戸駐清公使に該事件に關する決定の全權を與へた。明治十三年八月八日から十月廿一日迄八回の談判を重ねた。而して米國前大統領の忠言に對し宮古・八重山の割讓を申出た。清國も其の體面を重んじて之を許容し、先島に尙家の一族を置いて其の宗社を保ち進貢を續けさせようとしたが、時偶々清國は伊黎事件で露國と難を構へ、外間日本が露國と提携して清國に當らんとするとの風説があり、寧ろ清國は日本と聯合して強露を拒ぐを可とする議論も行はれた。

井上外務卿は宍戸全權に、此の機に乗じ速斷するやう訓令した。清國も我が要求に同意して明治十四年二月を兩島交受の期と定めたが、清國委員は全權ではないから大臣の覆奏を俟たねば調印は出来ぬと申出たので宍戸全權は遂に歸國した。

明治十四年三月駐清獨逸公使は岩倉右大臣に書を贈つて清露問題の片付いたこと、清國軍備の強きことなどをならべ清國は分割を好まぬから琉球の一部を尙氏に與へ其地に於て日支兩國通商したらよからうと好意的に忠告して來た。岩倉右大臣は之に對し清國が昨年十月の議定通り條約を締結せんことを切望すると答へた。

然るに十四年八月吉田駐米公使から井上伊藤兩大臣に宛てた書狀の中に李鴻章からグラント氏への書簡の中に「清朝は琉球問題を寧ろ其の儘にして宮古八重山の二島を日本の有と見做し、該事件については再び日本政府を煩すことはあるまいと確信する」と記してあることを報告して來た。折角日本はグ將軍の面目を立てようとして二島割讓を決意したのにお蔭で有耶無耶の間に却つて之を保有することが確定されたのである。

明治十五年六月支那駐在米國公使ヤング氏（以前グ將軍隨員の一人）が日本へ立寄つた際に井上外務大臣は氏を官邸に招待し、折があつたら琉球問題の談判決裂の經過をグラント氏に傳へて呉れと依頼した。

之から見ると琉球處分に關する日清の交渉は廢藩置縣より滿二年餘の後迄遷延し然かも二島分讓などといふ危険な瀬戸際に彷徨してゐたことが窺はれる。沖繩に於て

黒頭派と稱せらるゝ支那崇拜の一派が色々な策動を續けてゐたのも亦這般の事情に刺戟されてゐたのであらう。當時彼等の詠んだといふ俗歌に、

開化斷髪や今や威張らちよけ

黄色軍艦の入らばだいもの

といふのがある。日出で、瞽者見えす、雷鳴轟いて聾者聞えず、置縣後十數年、一部の人々は猶ほ覺醒する所なく、今にも清國の黄色軍艦が到來して舊時代が繰返されるといふ夢を見てゐたのである。

然るに日清戦争の終結と共に此等少數者の迷妄も全く一掃され、爾來年を逐うて堅實なる國家觀念が涵養せらるゝに至つた。

南島人の祖先が大和民族の大部隊より分離して茲に一千數百年初めて名實復歸するを得然かも帝國二千載の歴史中最も光輝赫灼たる明治の聖代に父母兄弟相見し縣民の歡喜と光榮とは亦祖先の夢想だにせざりし所であらう。

附 録

縣 治 の 沿 革

廳 舎 の 移 轉

明治十二年三月廢藩置縣と同時に縣廳を首里に置くことを布達せられ敷地も内定せられてゐたが種々の事情により那覇西村一番地に在りし内務省出張所に假縣廳を設置せられ、廳舎改築の爲め同十三年十二月より東村なる舊天使館に移轉して事務を開始し、同十四年六月に至り新廳舎落成せしを以て之に移轉し爾來四十年間同所に在つたが大正九年現在の廳舎竣成して之に移つた。

行 政 區 劃

明治十三年六月縣内の行政區劃を分ちて、那覇・首里・島尻・中頭・國頭・伊平屋・

久米・宮古・八重山の九となし、各地域に役所を設置し、役所長及縣屬を配置して事務を處理せしめた。

那覇役所は明治十二年四年舊里主所に設置して親見世役所と稱し、那覇四ヶ村久米・泊兩村の行政を管掌せしめてゐたが、同年十月に至り同役所内に久米役所・泊役所を設けて行政を分掌せしめ、更に十三年に至り、親見世・久米・泊の三役所を併合して之を親見世役所と稱し、同年六月那覇役所と改稱した。首里役所は明治十二年九月設置、三平等十五ヶ村を管轄と爲した。明治十三年六月島尻地方役所を東風平間切に設置せしが後那覇に移し、同じく中頭地方役所を美里間切に置いたが後首里に移し、又同年に國頭地方役所を羽地間切に置いたが明治十五年に至り名護間切に移轉し、いづれも各間切の行政事務を監理せしめた。

宮古・八重山の兩島には藏元を、久米・伊平屋の二島には番所内に夫々役所を設置して島内の行政を司らしめた。(久米は仲里に) 又慶良間島番所にも在勤官を置いてあつたが後之を廢して那覇役所の管轄に移した。是れ置縣草創の際公衙の分合頻繁に行はれ、交通機關不便なるが故に政令の徹底を期せんが爲めであつた。

番所と役場の職制

下級行政廳としては那覇首里の各區劃に村役場を説け舊慣に依る主取・中取筆者・村頭等の公吏を置き役所監督の下に其の事務を處理せしめてゐた。又島尻・中頭・國

頭・久米に在りては間切番所を舊來の儘存續せしめ、役所監督の下に、地頭代・捌庫理・掟等の公吏をして事務を掌理せしめてゐた。

宮古八重山に於ても亦之に準據し、舊來の藏元に於て、頭・首里大屋子・與人・目差等の公吏をして事務を處理せしめてゐた。

此等役所役場の經費は凡て國庫支辨であつたが藏元は吏員給のみ國費にて其他は間切島負擔であつた。而して其の賦課は總代會にて若干人集合協議して決するので純然たる代議機關ではなかつた。又首里・那覇等の教育費の如きも最初寄附金を以て支辨してゐる程度で公課の負擔はなかつたのである。

郡役所の設置

明治二十九年四月勅令第十三號を以て郡區編成の件公布せられ、同じく勅令第十九號を以て那覇首里の市街地に區制を施行せられた。依つて兩區を除く外全縣下を島尻・中頭・國頭・宮古・八重山の五郡に分つた。而して島尻郡の管轄は從來の各間切の外

久米島・慶良間・渡名喜・粟國・伊平屋及び大東島とし、其の他の郡は従前の管區を所轄と爲した。之より先地方役所と稱してゐた時代には各役所に役所長及屬官を置いてあつたが、此の時より郡長一名・郡書記若干名を置き、那覇・首里兩區役所には區長一名・區書記若干名を置き、那覇區長は島尻郡長、首里區長は中頭郡長をして之を兼攝せしめ區役所は郡役所の一部に併置してあつた。又宮古・八重山の兩郡には島廳を置き各島司一名・島廳書記若干名を配置した。

間切島吏員の改廢

明治三十年に至り勅令第五十六號を以て各間切島吏員規程を發布せられ、間切及島の番所又は藏元は間切役場と改稱せられ、其の長たる地頭代・頭かしら以下の舊吏員を廢して間切に間切長、島に島長、各其の下に收入役・書記及び村に村頭を置いた。宮古・八重山は特例を設け一島一間切とし間切長及び書記を置かず其の職務は島司及島廳書記之を行ひ收入役は書記中より知事之を任命した。

間切島會の組織

明治三十一年十二月勅令第三百五十二號を以て間切島規定を公布せられ間切島吏員及間切島會の組織職務權限等を規程せられ、同三十二年一月より實施された。爰に於て間切島の議決機關なる間切島會を組織し町村自治の基礎を樹立するに至つた。之より自治民權思想漸く發達して十年の星霜を閲し、

特別町村制の施行

明治四十一年三月には勅令第四十六號を以て沖繩縣及島嶼町村制を發布せられ、翌年四月より實施することとなり、間切島を村に（從來の村を字に）改め町村長收入役各一名・書記若干名を置いた。即ち町村の權限を擴張して國庫補給金を全廢した。然れども猶ほ町村會の組織權限・議員の資格・選舉方法等特殊のものたるを免れなかつた。其の主なる者を擧ぐれば左の通りである。

- 一、町村長は島司郡長の稟請にて知事之を任免すること。

- 二、助役を置かざること。
- 三、町村収入役の任免は島司郡長之を司ること。
- 四、委員は名譽職なるも島司郡長の任免なること。
- 五、町村會の權限狭きこと。

區制の改正

明治四十一年三月勅令第四十三號を以て區制の改正を見、區長は區會の推薦に依り内務大臣上奏裁可を仰ぐことになつたので從來の如く郡長兼攝なる官選區長と異なりて民意を伸長せしめ、區會に於て助役選舉をなすに至つた。

懸制施行

明治四十一年法律第二號を以て府縣制中沖繩縣に關しては勅令を以て特例を設くることを得しめ、尋いで四十二年三月勅令第二十號を以て左の要項を規定せられ四月一日より府縣制を施行せられ、初めて縣會の開設を見るに至つた。

- 一、縣會議員は區町村議員之を選舉すること。
- 二、被選舉者の納税額は五圓以上とすること。
- 三、縣參事會は之を置かず其の職務は知事之を行ふ。
- 四、其他期日期間に關する特例を設けらる。

特制の撤廢

大正九年に至り町村會及縣會共に従前の特例を撤廢せられ即ち全國同一の法規を適用せらるゝことになつた。

明治四十五年三月衆議院議員選舉法を實施せられ初めて二名の代議士を選出し、大正八年法律第六十號に依り五名に増員すると同時に、宮古・八重山にも選舉法を實施した。

貴族院議員多額納税者互選規則は大正七年より實施された。

明治三十一年には徴兵令の實施を見、明治三十二年に沖繩縣土地整理法を實施して

三十六年十月之を完了し、三十七年一月一日より地租條例及國稅徵收法を施行した。但宮古・八重山は三十六年一月一日より施行せらる。大正十五年六月三十日全國一律に郡役所及び島廳廢止せられた。

置縣以來の歴代長官及び任期

任 免 月 日	任 期	官 職 名	氏 名
自 明治十二年三月十一日 至 同 四月四日	二 ヶ 月	縣 令 心 得	木 梨 精 一 郎
自 明治十四年五月十八日	二 年 二 ヶ 月	縣 令	鍋 島 直 彬
自 明治十六年四月二十二日	二 ヶ 年	同	上 杉 茂 憲
自 明治十六年十二月二十一日	九 ヶ 月	同	岩 村 通 俊
自 明治十九年四月二十七日	三 年 五 ヶ 月	同	西 村 捨 三

自 明治二十年四月十七日	一 年 一 ヶ 月	知 事	大 迫 貞 清
自 明治二十一年九月十八日	一 年 六 ヶ 月	同	福 原 實
自 明治二十五年七月二十日	三 年 十 一 ヶ 月	同	丸 岡 莞 爾
自 明治四十一年四月六日	十 五 年 十 ヶ 月	同 (男爵)	奈 良 原 繁
自 大正二年六月一日	六 年 三 ヶ 月	同	日 比 重 明
自 大正三年六月九日	一 年 一 ヶ 月	同	高 橋 琢 也
自 大正五年四月二十八日	一 年 十 一 ヶ 月	同	大 味 久 五 郎
自 大正五年五月四日	二 ヶ 月	同	小 田 切 磐 太 郎
自 大正八年四月十八日	二 年 十 一 ヶ 月	同	鈴 木 邦 義
自 大正十年五月二十七日	二 年 二 ヶ 月	同	川 越 壯 介
自 大正十二年十一月	二 年 七 ヶ 月	同	和 田 潤

附録 置縣以來の歴代長官及び任期

自同	至同	自同	至同	自同	至同	自同	至同	自同	至同
昭和五年八月二十六日	昭和四年七月五日	昭和三年十二月二十六日	昭和二年五月七日	大正十五年九月二十八日	大正十三年六月二十四日	同	同	同	同
一年二ヶ月	八ヶ月	一年八ヶ月	九ヶ月	二年四ヶ月	八ヶ月	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
井野次郎	守屋磨瑤夫	細川長平	飯尾藤次郎	今宿次雄	龜井光政	岩元禧			

(縣治要覽に據る)

昭和七年二月廿五日印刷

傳説補遺沖繩歷史奥付

昭和七年三月一日發行

定價壹圓五拾錢



著者兼發行者 沖繩縣島尻郡眞和志村楚邊原一、四、天番地 島袋源一郎

印刷者 京都市下京區北小路通新町西 須磨勘兵衛

印刷所 京都市下京區西洞院七條南 内外出版印刷株式會社

賣捌所

沖繩縣那霸市東町電車通

沖繩書籍株式會社

電話二〇番

5
2

島袋源一郎 著

豫告

再版 沖繩善行美談

古來沖繩に發生せる善行美事三百餘種を輯録し、各市町村各離島の事蹟を網羅す。故に學校修身資料及家庭教育上必要の書なるのみならず、郷土人として知らざるべからざる事實を載せたり。初版忽ち賣切。

四六版三九〇頁
定價壹圓貳拾錢

近刊 沖繩案内

一讀興味津々として沖繩の事情に通ず。然かも種々なる從來の誤解を説き、海南の樂天地を紹介せり。南國情緒濃やかにして魅力に富める知るべし。

四六版三〇〇頁
地圖、寫真入
定價壹圓(豫定)

近刊 沖繩の傳説

沖繩の各地各島に遺存する口碑傳説數百種を採録せるもの。歴史あり、教訓あり、ローマンスあり、興趣盡きざるべし。

四六版四〇〇頁
定價壹圓五拾錢(豫定)

沖繩書籍株式會社

那霸市東町電車通り 電話二〇番

5
2

郷土研究書目録

△孤島苦の琉球史	伊波普猷著	貳圓八拾錢	拾貳錢
△琉球古今記	同上	參圓七拾錢	拾貳錢
△琉球戯曲集	同上	參圓八拾錢	拾貳錢
△那覇變遷記	宮里榮輝校訂	拾五圓	拾貳錢
△ペルリ提督琉球訪問記	島袋全發著	壹圓五拾錢	拾貳錢
△琉球歌物語	神田清輝著	參圓五拾錢	拾貳錢
△沖繩振興策論	喜納綠村著	壹圓五拾錢	拾貳錢
△沖繩産業地理教本	豊川善曄著	五拾錢	四拾錢
△沖繩水産教本	同	改訂版近刊	
△沖繩語の研究	粟玉協二著	改訂版近刊	
△通俗沖繩歴史	桑江良行著	貳圓五拾錢	拾貳錢
△郷土研究に關する文献は出版部數が極めて少いので直ぐ賣り切れとなります。「古琉球」「琉球」「沖繩一千平史」「沖繩女性史」其他の絶版物は目下定價の倍額で取引されてゐる様な始末です。郷土研究書は、再版に附される事が稀れです。御購入は御急ぎになる必要があります。	沖繩社編輯	參拾錢	

發賣

沖繩書籍株式會社

那覇東町 電話二〇番

5
2

587
221

